

応用美術の著作物性について

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会 弁護士 村林 隆一
弁護士 田上 洋平

裁判例 知財高判平成27年4月14日（平26(ネ)第10063号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

本論稿では、応用美術の著作物性について、注目すべき判示を行った裁判例を取り上げる。

第1. 裁判例の事案の概要と判示

1. 事案（概略）

本件は、Xら（X₁、X₂、一審原告・控訴人）がY（一審被告・被控訴人）に対し、Yの製造・販売する幼児用椅子（以下「Y製品」という。）が、Xらの製造等にかかる幼児用椅子（以下「Xら製品」という。）の形態的特徴に類似しており、YによるY製品の製造等の行為は、①X₁の有するXら製品の著作権及び同著作権についてX₂が有する独占的利用権を侵害するとともに、②Xらの周知又は著名な商品等表示に該当するXら製品の形態的特徴と類似する商品等表示を使用したY製品の譲渡等が、不正競争防止法2条1項1号又は2号の不正競争に該当する、仮に、①及び②が認められない場合であっても、③Xらの信用等を侵害するものとして民法709条の一般不法行為が成立する旨主張して、①Xらにおいて、不競法3条1項及び2項に基づき、X₁において、著作権法112条1項及び2項に基づき、Y製品の製造、販売等の差止め及び破棄を求め、②X₁において、著作権法114条3項、不競法4条、5条3項1号、民法709条に基づき、X₂において、著作権法114条2項、不競法4条、5条2項、民法709条に基づき、それぞれの損害賠償金及びこれらに対する原審訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、③Xらにおいて、不競法14条に基づき、謝罪広告の掲載を求めた事案である。

そして、本稿では①の著作権侵害の主張の点のみについて論ずる。

なお、原審は、Xら製品のデザインは、著作権法の保護を受ける著作物に当たらないと解されることから、Xらの著作権又はその独占的利用権の侵害に基づく請求は、理由がないとし、その余のXらの主張も理由がないとして、Xらの請求をいずれも棄却した。